

概要版

みんなで作る福祉のまち

第2次

地域福祉計画・地域福祉活動計画 平成29年度～平成34年度



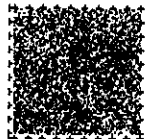
 久喜市



社会福祉
法人

久喜市社会福祉協議会

本計画書には紙面上の文字を音声に変換する「SPコード」が添付されています。視覚に障がいのある方でも専用の読取装置を使うことにより情報を音声で聞くことができます。なお、格納できる情報量に制限があり、一部編集を行っておりますのでご了承ください。



計画の目的

市民の抱える健康福祉ニーズの多様化に対応するため、健康福祉施策の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域社会づくりを目指して、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画を一体的に策定した公私協働計画として、中長期的視点に立った本市の地域福祉行政の運営と、市民や各種団体、ボランティアなど民間の活動や行動の総合的な指針としての役割を担った計画です。

地域福祉とは

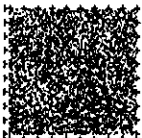
特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人々が、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合を前提として、地域に暮らす全ての人と地域に存在する公私の多様な主体が協働して、これらの課題を解決するための関係づくりや活動を行う地域の支え合いによる福祉と考えています。

地域福祉のイメージ

地域の中にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



これらの「困った」を解決したり、
「共に生き、支え合う社会づくり」のためには、
行政の行うサービスだけで対応することは難しくなっています。
地域で暮らす誰もが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。





ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

基本目標

計画の基本理念の実現に向け、4つの基本目標を定めました。

1 いきいきと自分らしく暮らすことのできる地域づくり

地域福祉の学習会や福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、自分のこととして興味を持ち、地域福祉活動への参加につながるよう、重点施策に取り組みます。

2 お互い様の気持ちで支え合う地域づくり

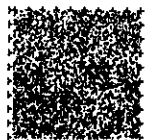
世代を超えた日頃の声かけや交流など、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進するとともに、隣近所同士でお互いにできることを共有したり、一緒に地域福祉活動に参加するなど、身近な地域での活動の輪が広がるように取り組みます。

3 みんなで暮らせるまちづくり

誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、気軽に外出でき地域社会と関わりを持ちながら安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、健康福祉施策等の充実を図るとともに、地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくりに取り組みます。

4 サービスを利用しやすい環境づくり

利用者の視点に立ち、わかりやすい情報提供を行い、相談しやすい環境整備や相談機関の専門性の向上並びに相談機関等の連携強化を進めながら、公私協働による地域福祉推進のための体制を強化するとともに、支援を必要としている方が、地域から孤立しないよう権利擁護体制の充実について取り組みます。





いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり

重点施策

- (1) 福祉教育（学習）を充実し、一人ひとりの意識を高めます
- (2) ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします

みんなで取り組むこと

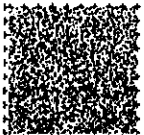
- ☆基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めましょう。
- ☆自己研鑽に努めるため、学習する機会を大切にして参加しましょう。
- ☆バリアフリーやノーマライゼーションについて理解を深めましょう。
- ☆学びを通じて現在の地域課題を知り、学んだ成果を地域づくりに生かしましょう。
- ☆ボランティアのきっかけづくりとして、まずボランティアを体験しましょう。体験を通じて、活動をはじめのきっかけとしましょう。
- ☆子ども会や学校、地域の行事など、身近な活動でボランティアに参加できるよう、広く呼びかけましょう。
- ☆地域ぐるみでボランティア活動に気軽に取り組めるような、コミュニケーションを深めましょう。
- ☆ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに教え伝えましょう。

市の主な取り組み

- 児童・生徒への福祉教育の充実
- 人権教育・啓発の推進
- 市民大学や高齢者大学等を利用した学習機会の充実
- 福祉に関する生涯学習出前講座の充実
- 男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実
- ボランティア、NPO、市民活動団体への支援
- 介護予防ボランティアの育成支援
- ボランティア団体等との連携、協働の推進
- 地域福祉活動を支える人材の発掘・育成

社協の主な取り組み

- 地域での福祉教育の実施
- 福祉教育の推進・学校との連携の強化
- 介護予防事業の推進
- あんしんカード設置事業の推進
- 社協の出前講座の実施
- 地域福祉活動を支える人材育成や意識啓発の場づくりの推進
- ボランティアセンターの事業推進、機能強化
- ボランティア養成講座の開催
- ボランティア活動への支援、協力、助成
- ボランティア人材の育成
- NPOとの協働
- ボランティアをPRするイベントの開催



重点施策

- (1) ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します
- (2) 災害時の備えや孤立を防止するための地域の見守り体制を強化します

みんなで取り組むこと

- ☆あいさつや日頃の声かけにより、顔見知りの関係をつくりましょう。
- ☆住民同士がふれあい、交流を深めるような付き合いを心がけましょう。
- ☆地域の行事に積極的に参加し地域社会の一員として地域への関心を高めましょう。
- ☆自治会や老人クラブなどに参加し、コミュニティ活動に取り組みましょう。
- ☆地域で起きている課題や福祉に関心を持ち、協力し合える地域をつくりましょう。
- ☆高齢者や子ども、障がいのある方など誰もが気軽に集まれる交流の場（サロンなど）をつくりましょう。
- ☆平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をしましょう。
- ☆避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ☆自主防災組織の結成などにより、日頃から要援護者を見守り、災害時には安否確認や避難誘導等の支援に努めましょう。
- ☆災害時に安全に避難する避難経路を示したマップを作りましょう。

など

市の主な取り組み

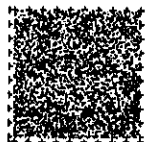
- コミュニティ活動の活性化支援
- 地域の集会施設や交流の場づくりの支援
- 自主防災組織の育成支援
- 要援護者見守り支援の充実
- 避難所における防災備蓄品等の整備
- 認知症高齢者等への対策の推進
- 高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実
- 児童の虐待防止の取り組みの充実

など

社協の主な取り組み

- ふれあい・いきいきサロンの拡充・小地域福祉活動の推進
- 社会参加・交流の場づくり
- 福祉委員の配置・推進
- 地区あったか会議の設置・活動支援
- 災害ボランティアセンターの体制づくり
- 災害時要援護者への関わりやマップ作りへの支援等

など



重点施策

- (1) 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します
- (2) 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します
- (3) 地域包括ケアのネットワークづくりを推進します

みんなで取り組むこと

- ☆あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくり、高齢者や障がいのある方をはじめ住民同士がふれあい、交流できる機会をつくり、お互いの理解を深めましょう。
- ☆歩行の妨げとなるものを道路上に置いたり、障がいのある方などのために設置された優先駐車スペースに駐車したりしないようにし、高齢者や障がいのある方が安心して外出できる地域をつくりましょう。
- ☆制度や公的福祉サービスの内容について理解を深めるための勉強会などを開きましょう。
- ☆地域に心配な方がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協等の相談窓口を紹介しましょう。
- ☆井戸端会議のように気軽に話ができる場所づくりに取り組みましょう。
- ☆関係機関や関係団体等と連携して、助け合い、支え合いの地域社会をつくりましょう。

など

市の主な取り組み

- 高齢者福祉施策の充実
- 障がい者福祉施策の充実
- 子育て支援施策の充実
- 公共施設等のバリアフリー化の推進と支援
- 低所得者等の就労支援・自立生活の支援
- 入学準備金・奨学金貸付制度の実施
- 地域包括ケアシステムの構築を基本にしたネットワークづくり(生活支援コーディネーターの配置、在宅医療・介護連携の推進)
- 民生委員・児童委員活動への支援の充実
- 福祉関連団体等のネットワーク構築への支援

など

社協の主な取り組み

- 相互理解を深める事業の推進
- 住民参加型のサービスの実施
- くき元気サービスの拡充
- 在宅福祉事業の推進
- 障がい者施設の運営
- 低所得者等への資金の貸付
- 生活困窮者自立支援事業の実施
- 歳末たすけあい募金運動の実施
- 総合相談・相談支援体制の充実
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 地域住民や各関係機関との連携・協働・強化
- 地域包括支援センターの運営

など



重点施策

- (1) わかりやすく行き届くように情報を提供します
- (2) 信頼される相談しやすい体制を整えます
- (3) 権利擁護体制を充実します

みんなで取り組むこと

- ☆地域福祉に関することに関心を持ち、市や社協からの情報の収集に努めましょう。
- ☆地域福祉の情報を共有し、住民同士で情報を伝え合える環境をつくりましょう。
- ☆情報を受け取りにくい方に対して手伝えることを考え、支援しましょう。
- ☆日頃からコミュニケーションを深め、様々な情報を交換し合いましょう。
- ☆「困ったときにはお互い様」と考え、相談できる誰かを探しておきましょう。そして、助けを求められるようにしましょう。
- ☆高齢者や障がいのある方のそれぞれの特性や対応方法について正しく理解し、誤解や偏見のない地域づくりを目指すための学習会を開催しましょう。
- ☆自ら“困っている”ことを発信し難い方が、心配な状況にあることに気づいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協等の相談窓口につなげて、市民一人ひとりの権利擁護に努めましょう。

など

市の主な取り組み

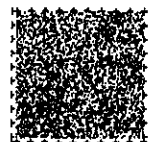
- 地域福祉に関する情報内容の充実・発信
- 市民参加及び市民活動団体の情報提供の充実
- 専門相談窓口体制の充実
- 専門相談員等による訪問相談
- 地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携
- 生活困窮に対する相談
- 権利擁護事業の利用支援・周知
- 福祉オンブズパーソンの周知
- 成年後見制度の利用促進

など

社協の主な取り組み

- 市民にわかりやすい福祉情報の提供
- 総合相談の実施
- 福祉なんでも相談の実施
- 相談援助技術の向上
- 出前相談の拡充
- 専門職との連携会議の開催
- 市民後見人養成講座の実施及び法人後見業務の運営
- 福祉サービス利用援助事業の実施
- 福祉サービスに対する苦情・相談の窓口設置
- 虐待防止及び養護者支援

など



地域の範囲(生活圏域)のイメージ図

本計画における「地域」は、固定的、限定的なものとは捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

市全域

市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整する範囲

※市全域を対象とした公的機関の相談・支援
(地域ケア会議など)

市の総合支所・地域福祉センターの圏域

総合相談窓口や地域包括支援センター、福祉施設がある範囲

※総合的な相談と支援を実施
(地域会議、コミュニティ推進協議会など)

学区の圏域

住民自治活動の拠点施設がある範囲

※市民の地域福祉活動に関する情報交換・連携、専門家による支援、活動計画の作成
(地区コミュニティ協議会、地区あつたか会議など)

行政区・自治会・町内会の圏域

- 要介護者の見守り、防犯・防災活動
- 民生委員・児童委員活動
- 福祉委員活動
- ふれあい・いきいきサロン等の日常的支援の実施
- 地域を基盤にしたグループ活動



久喜市地域福祉計画・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画【概要版】

平成29年3月発行

【発行・編集・問合せ先】

久喜市福祉部社会福祉課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

電話 0480-22-1111(代)

FAX 0480-22-3319

E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

〒346-0011 久喜市青毛753-1

電話 0480-23-2526

FAX 0480-24-1761

E-mail kukishakyou@kukishakyo.or.jp

◎このパンフレットは10,000部作成し、一部当たりの単価は27円です。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

◎この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に
基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

◎リサイクル適正の表示

この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

